

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年12月19日(2019.12.19)

【公開番号】特開2018-143520(P2018-143520A)

【公開日】平成30年9月20日(2018.9.20)

【年通号数】公開・登録公報2018-036

【出願番号】特願2017-41588(P2017-41588)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 2 Z

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

A 6 3 F 7/02 3 1 6 A

【手続補正書】

【提出日】令和1年11月6日(2019.11.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技板の前面に備えた遊技領域に遊技球を打ち込んで、その遊技領域の右側領域か左側領域かに遊技球を流下させて遊技を行う遊技機であって、

前記遊技板の前面から突出して前記遊技領域の外側の境界線を特定し、その外側の境界線を遊技球が超えることを規制する外側の流下規制突部と、

前記遊技板の前面から突出して前記遊技領域の内側の境界線を特定し、その内側の境界線を遊技球が超えることを規制する内側の流下規制突部と、

前記内側及び外側の流下規制突部から遊技球1つ分以上離間した位置で前記遊技板の前面から突出し、遊技球の流下経路を複数に分割することが可能な経路分割突部と、

前記遊技板の前面に開口する入賞口と、

前記経路分割突部の1つとして設けられ、前記入賞口の横方向の一端が前記遊技球1球分より近くに隣接する特別経路分割突部と、

前記入賞口の前側領域に進入する遊技球を前記入賞口に案内する入賞容易位置と、遊技球が前記入賞口の前側領域を通過することを許容しかつ前記入賞口に入賞することを規制する入賞困難位置との間を移動する可変部材とを備え、

前記入賞口の上方を横切りかつ前記内側又は外側の一方の流下規制突部に接する直線である入賞線分と前記入賞容易位置の前記可変部材と前記特別経路分割突部とに囲まれた入賞容易領域が、遊技球1つ以上の大きさでかつ、前記入賞線分を通過する以外の遊技球の進入経路を有さずかつ、前記入賞口以外の遊技球の退出経路を有さず、前記経路分割突部を有しないことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記入賞口の横方向の他端を基準点として、その基準点から一端側に延ばした仮想基準線を前記基準点を中心上方に回動したときに、前記基準点と前記特別経路分割突部の間を結ぶ線分が、前記経路分割突部より先に接する基準接觸部を前記内側又は外側の一方の流下規制突部に設け、前記基準接觸部に接する前記線分を前記入賞線分とした請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記入賞口は、前記遊技領域における上下方向の中央より下側に配置されている請求項1又は2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記可変部材は、前記入賞口の下端部を中心に前後に回動する請求項1乃至3の何れか1の請求項に記載の遊技機。

【請求項5】

前記基準接触部の一部が、前記入賞口の少なくとも一部を上方から覆っている請求項1乃至4の何れか1の請求項に記載の遊技機。

【請求項6】

前記遊技板の前面に一側部が宛われかつ湾曲した帯状部材で少なくとも一部が構成されて全体が環状をなし、前記遊技領域内に打ち込まれる遊技球を案内するガイドレールと、

前記遊技板のうち前記ガイドレールの内側に貫通形成された演出用開口と、

前記演出用開口の内側に配置されて遊技の演出を行う演出手段と、

前記遊技板の前面のうち前記演出用開口の開口縁から前方に突出する枠突壁と、を備え、

前記外側の流下規制突部は、前記ガイドレールと、前記ガイドレールに遊技球1つ分より接近した位置に配置されて、前記遊技板の前面から突出する第1の近接突部とで構成され、

前記内側の流下規制突部は、前記枠突壁と、前記枠突壁に遊技球1つ分より接近した位置に配置されて、前記遊技板の前面から突出する第2の近接突部とで構成されている請求項1乃至5の何れか1の請求項に記載の遊技機。

【請求項7】

前記基準接触部は、前記第1又は第2の近接突部に備えられている請求項6に記載の遊技機。

【請求項8】

前記基準接触部を備える前記第1又は第2の近接突部は、前記遊技板の前面に固定された樹脂部材である請求項7に記載の遊技機。

【請求項9】

前記基準接触部を備える前記第1又は第2の近接突部は、前記遊技板の前面から突出しつつ互いに遊技球1つ分よりも狭い間隔で纏めて配置された複数の障害釘で構成されている請求項7に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記目的を達成するためになされた請求項1の発明は、遊技板の前面に備えた遊技領域に遊技球を打ち込んで、その遊技領域の右側領域か左側領域かに遊技球を流下させて遊技を行う遊技機であって、前記遊技板の前面から突出して前記遊技領域の外側の境界線を特定し、その外側の境界線を遊技球が超えることを規制する外側の流下規制突部と、前記遊技板の前面から突出して前記遊技領域の内側の境界線を特定し、その内側の境界線を遊技球が超えることを規制する内側の流下規制突部と、前記内側及び外側の流下規制突部から遊技球1つ分以上離間した位置で前記遊技板の前面から突出し、遊技球の流下経路を複数に分割することが可能な経路分割突部と、前記遊技板の前面に開口する入賞口と、前記経路分割突部の1つとして設けられ、前記入賞口の横方向の一端が前記遊技球1球分より近くに隣接する特別経路分割突部と、前記入賞口の前側領域に進入する遊技球を前記入賞口に案内する入賞容易位置と、遊技球が前記入賞口の前側領域を通過することを許容しつつ前記入賞口に入賞することを規制する入賞困難位置との間を移動する可変部材とを備え、前記入賞口の上方を横切りかつ前記内側又は外側の一方の流下規制突部に接する直線であ

る入賞線分と前記入賞容易位置の前記可変部材と前記特別経路分割突部とに囲まれた入賞容易領域が、遊技球1つ以上の大きさでかつ、前記入賞線分を通過する以外の遊技球の進入経路を有さずかつ、前記入賞口以外の遊技球の退出経路を有さず、前記経路分割突部を有しないことを特徴とする遊技機である。